

介護サービス基盤安定化に向けた市町支援事業業務委託仕様書

1 業務名

介護サービス基盤安定化に向けた市町支援事業業務

2 業務の目的

地域の実情に応じた介護サービス基盤の安定化に向け、幅広い知見を有するアドバイザーを喫緊の課題を抱えている中山間地域等の市町に派遣し、地域分析や基盤安定化に関する助言を行うことで、地域の包括的なサービス提供体制等を構築する市町を支援することを目的とする。

3 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

広島県内とする。

5 業務内容

市町が行う地域の実情に応じた介護サービス基盤の安定化に向けた取組を支援するため、次の業務を実施する。

(1) 市町個別支援の実施

県が選定した市町に対し、第9期介護保険事業計画の実施状況や介護サービス基盤の安定化等に向けた各自治体の抱える課題をテーマに、具体的な取組に向けた論点の整理及び効果的な事業実施のための戦略策定等について助言を行うものとする。

ア アドバイザーについて

(ア) 人数

2名以内（うち1名は、次の(イ)に定める要件を満たす者とする。）

(イ) アドバイザーの要件

地域包括ケアシステムの構築及び介護保険事業（支援）計画策定に関する自治体への支援経験者など、介護保険制度全般に精通し、かつ、県内市町の地域包括ケアシステムの充実に向けた取組状況や課題を十分に把握し、具体的な助言を行うための豊富な専門的知識・経験とノウハウを有していること。

イ 支援市町数

新規：2市町

フォローアップ：府中町、安芸太田町（令和6年度の個別支援市）

ウ 実施回数

新規：1市町当たり3回程度（1回当たり5時間程度、ただし休憩及び移動時間を含まない。）

フォローアップ：1市町当たり1回（1回当たり2時間程度、ただし休憩及び移動時間を含まない。）

エ その他

(ア) 市町（現地）に赴く場合の実施会場は、当該市町が準備する。

(イ) 派遣市町との日程調整は、県が行う。

- (ウ) 市町に対して行った助言等の内容については、受託者により議事録等を作成し、県へ提出すること。
- (エ) アドバイザー派遣については、必要に応じて Web 会議システム等を取り入れるなど機動的な支援が可能となるよう、柔軟に対応すること。(Web 会議等に必要となる機材等は、県、派遣市町と調整の上、受託者で準備すること。)

(2) 地域分析の実施

市町個別支援の結果及び各種データを踏まえ、県が地域の介護サービス基盤安定化等に向けた取組を行う上での課題等を分析し、今後の方向性を提案するほか、介護サービス基盤安定化に関する委員会にオブザーバーとして出席し、助言等を行う。

(3) セミナーの開催

個別支援及び地域分析の結果を基に、介護サービス基盤の安定化に向けた課題抽出の視点やその過程等を県内全市町と共有し、次期介護保険事業計画に適切に反映できるように、セミナーを開催する。

ア 対象

市町及び県の関係職員

イ テーマ

介護サービス基盤安定化に向けた課題抽出と次期介護保険事業計画への反映（詳細については、県と協議して決める。）

ウ 実施回数

1 回（3 時間程度）

なお、セミナーの中で、参加者によるグループワーク、意見交換会を実施するものとする。

エ 研修場所

広島県内

オ その他

(ア) 研修資料の準備及び会場の確保については、受託者が行うこと。

(イ) 関係者への研修開催案内、出席者の取りまとめ、会場での準備については、県が行う。

(ウ) セミナー開催については、必要に応じて Web 会議システム等で行うなど、機動的な開催が可能となるよう、柔軟に対応すること。(Web 会議等に必要となる機材等は、県と調整の上、受託者で準備すること。)

6 成果品の提出

業務内容の結果を取りまとめた報告書を作成し、次のとおり提出する。

なお、報告書の提出に当たっては、当事業において得られた成果を今後も有効に活用できるように整理すること。

紙媒体及び電子媒体（Microsoft Word 等の可変データ）で各 1 式

7 成果品の帰属及び機密の保持

(1) 成果品の帰属

本委託業務による成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第

28条の規定に定められた権利を含む。)は、県に帰属する。ただし、受託者が従前から有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

(2) 成果品の利用

県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(3) 機密の保持

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

イ 受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

8 契約に関する条件等

業務委託契約約款及び個人情報取扱特記事項に記載するほか、次の内容を遵守すること。

(1) 業務の履行

受託者は、県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

また、疑義や事故等が発生した場合は、速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

(2) 著作権に関する措置

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前から有する著作物あるいは第三者の著作物については、当該著作物の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。

また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。